

4月から

「農業振興地域整備計画」の

総合的な見直しを行います

☆手続きは平成20年6月30日まで

市内の優良農地は、「農業振興地域整備計画」に基づいて保全されています。この計画は約5年ごとに基礎調査を行い、それに基づいて、必要があれば見直しを行うことになっています。

なお、現在の計画は、合併前の2町村当時に設定されたものであり、今回統合した計画の策定を行います。

この計画で設定されている農業振興地域内の農用地は、原則として農地の転用が認められていないため、土地を農業以外の目的で利用する場合には、事前に農業振興地域内の農用地からの除外（「農振除外」と呼んでいます。）の手続きが必要です。この受付は例年6月末、9月末、12月末を期限に行っていますが、今回のように総合見直しに着手すると、今後2年間程度、「農振除外」手続きの受付ができなくなりますのでご注意ください。

平成20年度から翌21年度にかけて、農地の転用を予定している場合（住宅の建築など）は、平成20年6月30日までに「農振除外」の手続きを行ってください。

なお、申請のすべてが認可されるとは限りません。農振除外要件を満たしたうえで農地法などの他法令の許可見込みがないと除外はできませんので、土地の選定は十分に検討してください。

ご不明な点はお問い合わせください。

◆問い合わせ先

谷和原庁舎農政課

☎58-2111（内線8152）

つくばみらい都市計画区域 マスタープランの案の縦覧について

都市の将来像を示す都市計画区域マスタープランなど都市計画の案がまとまりましたので、都市計画決定を行う前に、案の縦覧を行います。

この案に対して、ご意見のある方は縦覧期間中に茨城県知事あてに意見書を提出してください。提出された意見は、今後開催される茨城県都市計画審議会において審議の際に考慮されます。

■縦覧対象の都市計画内容

①都市計画区域マスタープランの変更

②都市計画道路の変更

■縦覧期間

3月10日(月)～3月24日(月)
午前8時30分～午後5時
(土・日曜日および祝日は除く)

■意見書の提出方法

ご意見のある方は、縦覧期間中に、茨城県知事あてに、意見書を持参または郵送により提出してください。
(3月24日までに必着)

■縦覧場所

▼茨城県土木部都市計画課

☎029-301-4592

▼谷和原庁舎都市計画課

☎58-2111

(内線8161)

※都市計画区域マスタープランの案については、茨城県土木部都市局都市計画課のホームページでも公開します。

▼茨城県土木部都市計画課のホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/>

class09/

〒310-8555

水戸市笠原町978-6

茨城県知事 橋本昌（茨城県土木部都市局都市計画課扱い）

◆問い合わせ先

茨城県土木部都市計画課
☎029-301-4592